

公益社団法人日本リハビリテーション医学会 役員報酬・退職金細則

(総 則)

第1条 本細則は、定款第29条（役員報酬）に基づき必要な事項を定めるものである。

(無報酬)

第2条 役員（理事及び監事）は、当分の間、その在任中報酬を受けず、退任時において退職金は支給されない。

附 則

本細則は、平成14年11月16日より施行する。

本細則は、平成24年4月1日より施行する。